

令和7年度 住民税申告の手引き

令和7年度住民税（市町村民税・県民税）の申告をしていただく時期となりました。

住民税の申告は、令和7年度住民税および国民健康保険税の算定や軽減のほか、所得証明、公営住宅の入居、介護保険料、年金の受給など広範囲に影響する大切な手続きです。この手引きをよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、申告期限までに提出してください。

なお、対象となるのは令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得です。

住民税とは

市町村民税と県民税を合わせて、一般的に住民税とよばれています。

住民税は、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実など、住民の皆さんの身近でさまざまな行政サービスを行うために使われています。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、住民の皆さんに公平に負担していただいています。

申告書の記入について

該当する項目の内容を申告書に記入し、申告期限（令和7年3月17日）までに提出してください。

マイナンバー制度開始に伴い、申告にはマイナンバー（個人番号）の記載と申請者の本人確認書類の提示・提出が必要となりました。本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバーは必ず記載してください。

＜令和6年中に所得のある方＞

申告書に、所得の内容、扶養親族の氏名、保険の掛金等、必要な事項を記入してください。

※ 営業等、農業、地代家賃、配当、内職、売電、譲渡など、少額でも申告が必要です。

※ 所得税の確定申告が不要とされている年末調整済みの給与所得の他に20万円以下の所得がある方や、公的年金等の収入が400万円以下で他に20万円以下の所得がある方は、住民税の申告が必要です。

＜所得税の確定申告をする方＞

期限内に税務署に確定申告書を提出される方は、住民税申告書の提出は必要ありません。

＜遺族年金や障害年金、雇用保険等の給付を受けている方＞

申告書裏面の該当欄に記入してください。これらは非課税所得であり、所得税や住民税は課税されません。

＜収入がない、または収入が少なく家族等に扶養されている方＞

申告書裏面にあなたを扶養する方の住所・氏名を記入してください。

申告相談の際に必要なもの

（1）マイナンバーの番号確認と身元確認ができる書類

①マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカード【番号確認と身元確認】

②マイナンバーカードをお持ちでない方：（⑦、⑧の2点確認）

⑦通知カード（氏名・住所等が住民票の記載と同一のもの）または住民票（番号付き）【番号確認】

⑧運転免許証などの写真表示入り書類【身元確認】

（写真表示がない場合には2種類の本人確認書類が必要です）

（2）令和6年中の所得を計算できるもの

（給与や年金の源泉徴収票、事業・農業・不動産の収入と経費のわかるもの）

（3）生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金の支払証明書

（4）健康保険の任意継続保険料を支払った方は、その金額のわかるもの

（5）他市町村に国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払った方は、その金額がわかるもの

（6）国民年金や国民年金基金の支払証明書

（7）心身に障害のある方は、身障者手帳等、障害者であることを証明できるもの

（8）医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書、健康保険組合等が発行する医療費通知、領収書および保険等による補填金額のわかるもの

（9）寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金受領証明書、または寄附金税額控除申告書など寄附先や寄附金額のわかるもの

（10）住民税申告書

（11）銀行印（口座振替での納付を希望される方）

◎所得の種類（令和6年1月～令和6年12月までの所得）

1	営 業 等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得のことです。
2	農 業	米・麦・花・果樹などの栽培、まゆなどの生産、家畜・家さんの育成・肥育・採卵、わら工品などの生産、酪農品の生産などの事業から生ずる所得のことです。
3	不 動 産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸し付けなどによって生ずる所得のことです。
4	利 子	公社債および預貯金の利子、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配などによる所得をいい、所得税が源泉徴収されていない利子のことです。国内金融機関の預貯金利子は、そのほぼ全てが源泉徴収対象のため申告不要です。
5	配 当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配金などに係る所得のことです。なお、上場株式等の配当で大口所有でない（発行株式の3%未満）ものは、申告に含めなくて良いことになっています。
6	給 与	勤務先から受ける給料、賃金、賞与などの所得のことです。給与所得金額は、給与所得の計算表（下記）により求めてください。
7	雑（公的年金等）	国民年金、厚生年金、公務員等共済年金、恩給などによる所得のことです。公的年金等の雑所得金額は、公的年金等の計算表（下記）により求めてください。
8	雑（業務）	シルバー人材センター配分金、報酬、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得のことです。
9	雑（その他）	生命保険や郵便局の年金保険（個人年金）、貸付金の利子、太陽光発電施設等の売電による所得など、他の所得区分に当てはまらない所得のことです。
10	譲 渡	機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことです。なお、土地、建物、株式等の譲渡および先物取引による所得については分離課税譲渡所得とされ、分離課税用の申告が必要となりますので、該当する場合はお問い合わせください。
	一 時	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得のことです。

◎給与所得の計算表

給与収入金額（A）		給与所得金額
0 円～	550,999 円	0 円
551,000 円～	1,618,999 円	(A)－550,000 円
1,619,000 円～	1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～	1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～	1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～	1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～	1,799,999 円	(A)÷4＝(B) (B)×2.4+100,000 円
1,800,000 円～	3,599,999 円	(B)の千円未満 (B)×2.8－80,000 円
3,600,000 円～	6,599,999 円	の端数切り捨て (B)×3.2－440,000 円
6,600,000 円～	8,499,999 円	(A)×0.9 －1,100,000 円
8,500,000 円～		(A)－1,950,000 円

◎配偶者特別控除の計算表

配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
0 円～	480,000 円	0 円	0 円	0 円
480,001 円～	1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
1,000,001 円～	1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,050,001 円～	1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,100,001 円～	1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,150,001 円～	1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,200,001 円～	1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,250,001 円～	1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,300,001 円～	1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
1,330,001 円～		0 円	0 円	0 円

◎所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合※ 1. 本人が特別障害者に該当する 2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する 3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する	所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）－850 万円）×10％
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合	所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を超える場合は 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を超える場合は 10 万円）－10 万円

※（1）に該当する場合は、該当者の氏名他必要事項を申告書の裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入してください。

（1）および（2）の両方に該当する場合は、（1）の控除後に（2）の金額を控除します。

給与収入金額を申告書の「1 収入金額等」カ欄に記入してください。

給与収入金額を表に当てはめ、算出した給与所得金額（所得金額調整控除に該当する場合はそれを控除した後の金額）を申告書の「2 所得金額」6 欄に記入してください。

◎公的年金等の計算表

公的年金等の雑所得				
	公的年金等収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方 （年齢 65 歳以上の方）	0 円～3,299,999 円	(A)－1,100,000 円	(A)－1,000,000 円	(A)－900,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(A)×0.75－275,000 円	(A)×0.75－175,000 円	(A)×0.75－75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)×0.85－685,000 円	(A)×0.85－585,000 円	(A)×0.85－485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円
昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた方 （年齢 65 歳未満の方）	0 円～1,299,999 円	(A)－600,000 円	(A)－500,000 円	(A)－400,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(A)×0.75－275,000 円	(A)×0.75－175,000 円	(A)×0.75－75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(A)×0.85－685,000 円	(A)×0.85－585,000 円	(A)×0.85－485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円

公的年金等収入金額を申告書の「1 収入金額等」ク欄に記入してください。

公的年金等収入金額を表に当てはめ、算出した雑所得金額を申告書の「2 所得金額」7 欄に記入してください。

◎寄附金控除（ふるさと納税・税額控除）

（証明書添付）

長野県共同募金会・日本赤十字社長野県支部・都道府県・市町村および長野県・市町村が条例に指定した団体等に寄附を行った場合、右記①の金額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。都道府県・市町村のうち総務省が指定する団体に寄附を行った場合、①と②の合計額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。	①（寄附金額－2,000 円）×10％ ②（寄附金額－2,000 円）×（90％－所得税の限界税率×1.021） （②の額については、個人住民税所得割の 2 割を限度） ※対象となる寄附金額は総所得金額の 30％が上限です。限界税率とは課税所得にかかる税率をいいます。
--	---

支出した寄附金額を申告書の裏面「14 寄附金に関する事項」欄に記入してください。

◎所得から差し引かれる金額（令和6年1月～令和6年12月までに支払ったもの）

番号	種 類	内 容										
13	社会保険料 控 除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき国民健康保険税(料)、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを、あなたが支払った場合に控除されます。 【支払金額の合計】（国民年金は証明書添付）										
14	小規模企業 共 済 等 掛 金 控 除	小規模企業共済等掛金および心身障害者扶養共済掛金を、あなたが支払った場合に控除されます。 【支払金額の合計】（証明書添付）										
15	生命保険料 控 除	一般生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の別に控除されます。 （証明書添付） 新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）の場合										
		<table><tr><th>支払金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000 円まで</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,001 円～32,000 円</td><td>支払金額÷2+6,000 円</td></tr><tr><td>32,001 円～56,000 円</td><td>支払金額÷4+14,000 円</td></tr><tr><td>56,001 円以上</td><td>28,000 円</td></tr></table>	支払金額	控 除 額	12,000 円まで	全額	12,001 円～32,000 円	支払金額÷2+6,000 円	32,001 円～56,000 円	支払金額÷4+14,000 円	56,001 円以上	28,000 円
		支払金額	控 除 額									
		12,000 円まで	全額									
		12,001 円～32,000 円	支払金額÷2+6,000 円									
		32,001 円～56,000 円	支払金額÷4+14,000 円									
		56,001 円以上	28,000 円									
		旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）の場合										
		<table><tr><th>支払金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000 円まで</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,001 円～40,000 円</td><td>支払金額÷2+7,500 円</td></tr><tr><td>40,001 円～70,000 円</td><td>支払金額÷4+17,500 円</td></tr><tr><td>70,001 円以上</td><td>35,000 円</td></tr></table>	支払金額	控 除 額	15,000 円まで	全額	15,001 円～40,000 円	支払金額÷2+7,500 円	40,001 円～70,000 円	支払金額÷4+17,500 円	70,001 円以上	35,000 円
		支払金額	控 除 額									
15,000 円まで	全額											
15,001 円～40,000 円	支払金額÷2+7,500 円											
40,001 円～70,000 円	支払金額÷4+17,500 円											
70,001 円以上	35,000 円											
一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合												
<table><tr><td>$\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$</td><td>+</td><td>$\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$</td><td>+</td><td>$\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料につい} \\ \text{て求めた控} \\ \text{除額} \\ \text{(限度額} \\ \text{28,000 円)} \end{array} \right]$</td><td>=</td><td>$\left[\begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{控 除} \end{array} \right]$</td></tr></table> （限度額 70,000 円）	$\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$	+	$\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$	+	$\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料につい} \\ \text{て求めた控} \\ \text{除額} \\ \text{(限度額} \\ \text{28,000 円)} \end{array} \right]$	=	$\left[\begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{控 除} \end{array} \right]$					
$\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$	+	$\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額：旧制度の} \\ \text{み 35,000 円、新制} \\ \text{度のみおよび新旧} \\ \text{制度が混在した場} \\ \text{合 28,000 円)} \end{array} \right]$	+	$\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料につい} \\ \text{て求めた控} \\ \text{除額} \\ \text{(限度額} \\ \text{28,000 円)} \end{array} \right]$	=	$\left[\begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{控 除} \end{array} \right]$						
16	地震保険料 控 除	損害保険契約等に係る地震等損害部分について、あなたが支払った保険料がある場合に控除されます。 なお、経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した一定の旧長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、これまでの損害保険料控除を適用することができます。 （限度額 25,000 円）（証明書添付） 地震保険料控除の場合										
		<table><tr><th>加入している保険</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>地震保険のみに加入</td><td>支払金額÷2（上限 25,000 円）</td></tr><tr><td>旧長期損害保険のみに加入</td><td>これまでの計算方法と同様</td></tr><tr><td>旧長期損害保険と地震保険の 2 つの保険に加入</td><td>2 つの控除額を合計します（上限 25,000 円）</td></tr><tr><td>1 つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入</td><td>旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択</td></tr></table>	加入している保険	控 除 額	地震保険のみに加入	支払金額÷2（上限 25,000 円）	旧長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同様	旧長期損害保険と地震保険の 2 つの保険に加入	2 つの控除額を合計します（上限 25,000 円）	1 つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択
		加入している保険	控 除 額									
		地震保険のみに加入	支払金額÷2（上限 25,000 円）									
		旧長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同様									
		旧長期損害保険と地震保険の 2 つの保険に加入	2 つの控除額を合計します（上限 25,000 円）									
		1 つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択									
		旧長期損害保険料（保険期間 10 年超で満期返戻金有）の場合										
		<table><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>5,000 円まで</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,001 円～15,000 円</td><td>支払金額÷2+2,500 円</td></tr><tr><td>15,001 円以上</td><td>10,000 円</td></tr></table>	支払金額	控除額	5,000 円まで	全額	5,001 円～15,000 円	支払金額÷2+2,500 円	15,001 円以上	10,000 円		
		支払金額	控除額									
5,000 円まで	全額											
5,001 円～15,000 円	支払金額÷2+2,500 円											
15,001 円以上	10,000 円											
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合												
$\left[\begin{array}{l} \text{地震保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額 25,000 円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料につ} \\ \text{いて求めた控除額} \\ \text{(限度額 10,000 円)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{地震保険料} \\ \text{控 除 額} \end{array} \right]$												
17	寡婦控除	あなたが寡婦であるとき、次のいずれかに当てはまる場合に控除されます。 （1）夫と離婚後に結婚をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方 （2）夫と死別後に結婚していない方、または夫の生死が不明な一定の方で合計所得金額が 500 万円以下の人 【26 万円】										
18	ひとり親 控 除	結婚をしていない方、または配偶者の生死が不明な一定の方のうち、次の 3 つの要件全て当てはまる場合に控除されます。 （1）合計所得金額が 500 万円以下であること。 （2）生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 【30 万円】										

番号	種 類	内 容																		
19	勤労学生控除	あなたが学生であり合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。 【26万円】（在学証明書添付）																		
20	障害者控除	あなたやあなたの生計を一にする配偶者および扶養親族が障害者である場合に控除されます。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>本人</th><th>控除対象配偶者または扶養親族</th></tr><tr><td>一般</td><td colspan="2">260,000円</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td colspan="2">300,000円</td></tr><tr><td>同居特別障害者</td><td></td><td>530,000円</td></tr></table> ※特別障害者の範囲 知的障害者（療育手帳交付者）・・・ A1 身体障害者手帳交付者・・・ 1,2級の人など	区分	控除額		本人	控除対象配偶者または扶養親族	一般	260,000円		特別障害者	300,000円		同居特別障害者		530,000円				
区分	控除額																			
	本人	控除対象配偶者または扶養親族																		
一般	260,000円																			
特別障害者	300,000円																			
同居特別障害者		530,000円																		
21	配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。 <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="3">控除額</th></tr><tr><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>一般</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>老人配偶者</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table> ※老人控除対象配偶者とは、昭和30年1月1日以前生まれの人	区分	控除額			あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	330,000円	220,000円	110,000円	老人配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
区分	控除額																			
	あなたの合計所得金額																			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																	
一般	330,000円	220,000円	110,000円																	
老人配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																	
22	配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。配偶者の合計所得金額とあなたの合計所得金額によって控除額（左頁参照）が変わります。																		
23	扶養控除	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に控除されます。 ア. 一般 …………… 【33万円】 （昭和30年1月2日生～平成14年1月1日生の人） （平成18年1月2日生～平成21年1月1日生の人） イ. 特定扶養 …………… 【45万円】 （平成14年1月2日生～平成18年1月1日生の人） ウ. 老人扶養 …………… 【38万円】 （昭和30年1月1日以前生の人） エ. 同居老親扶養控除 …………… 【45万円】 （昭和30年1月1日以前生の、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況とする人） ※年齢16歳未満の扶養親族（平成21年1月2日以降生の人）がいる場合は、申告書の「16歳未満の扶養親族欄」に記入してください。																		
24	基礎控除	合計所得金額が2,400万円超で控除額が減少し、2,500万円超で適用外となります。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2,400万円まで</td><td>430,000円</td></tr><tr><td>2,400万円～2,450万円以下</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>2,450万円～2,500万円以下</td><td>150,000円</td></tr></table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円まで	430,000円	2,400万円～2,450万円以下	290,000円	2,450万円～2,500万円以下	150,000円										
合計所得金額	基礎控除額																			
2,400万円まで	430,000円																			
2,400万円～2,450万円以下	290,000円																			
2,450万円～2,500万円以下	150,000円																			
26	雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族に災害・盗難・横領等による損失が生じた場合に控除されます。 損害金額－保険金などで補填される金額＝差引損失額 ア. 差引損失額－総所得金額等の10% イ. 差引損失額のうち災害関連支出－5万円 ※アとイのいずれか多い額 （証明書添付）																		
27	医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を、あなたが支払った場合に控除されます。 $\left[\begin{array}{l} \text{医療費の} \\ \text{支払額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険等の} \\ \text{補填金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円が総所得金額等の5\%} \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{控除額} \end{array} \right]$ 【最高限度 200万円】（明細書および医療費通知添付） ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） この適用を受ける場合は、医療費控除の区分の□に1と記入してください。OTC医薬品の年間購入金額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額（上限金額：88,000円、生計を一にしている家族の分も含まれます）が対象となります。 ・従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。 ・OTC医薬品：薬局やドラッグストア等で購入できる一般用医薬品等で、厚生労働省に指定されているもの。 ・適用要件は次のとおりです。 ①健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組（健康診断・メタボ健診・定期健康診断・予防接種・がん検診など）を行ったことを証明できる書類の添付。 ②セルフメディケーション税制の明細書の添付。																		